

平成 29 年度
負担金の額及び徴収方法

一般社団法人九州貸切バス適正化センター

1. 負担金の額

1 営業所あたり 1 カ年・・・52,500 円

2. 負担金の徴収方法

(1) 負担金の請求

平成 29 年 7 月 1 日現在の貸切バス営業所数をもって、平成 29 年度は 6 月～3 月分 (10 ヶ月分)の負担金の額を算出し、認可を受け次第、請求致します。

(2) 負担金の納付

上記 (1) により算出した 10 ヶ月分の負担金を一括納付していただきます。

(3) 負担金の精算

年度途中において事業計画の変更等が生じた場合は、以下のとおり取扱います。
負担金の精算の要否については下表のとおりとします。

事業廃止、許可取消	精算を要する
事業の休止、再開	精算を要する
事業の譲渡及び譲受、事業の分割、合併、相続	精算を要する
事業計画の変更 ・ 区域の拡大に伴い、新たに適正化機関の管轄区域内に営業所を有することとなった場合 ・ 適正化機関の管轄区域内の全ての営業所を廃止し、当該区域内に営業所を有しないこととなった場合	精算を要する
事業計画の変更 (上記以外)	精算を要しない

(4) 納付期限

別紙請求書に記載のとおりとします。

(5) 延滞金について

納付期限までに負担金の納付がない場合には、道路運送法 (以下「法」という。) 第 43 条の 15 第 5 項及び法施行規則第 34 条の 10 第 2 項の規定により、納付期限の翌日から負担金を納付する日までの日数 1 日につき 1 万分の 4 の延滞金を徴収します。